

関市物価高騰対策支援事業

物価高騰対策として、国は令和6年度住民税非課税世帯を対象に、1世帯当たり3万円（子ども1人当たり2万円加算）を支給することが決定されました。

これと併せ関市では、市独自制度として

上乗せ

1 非課税世帯への給付金と子ども加算金について、それぞれ1万円の上乗せ（非課税世帯…1世帯当たり3万円→4万円 + 子ども1人当たり2万円→3万円）

横出し

2 住民税均等割のみ課税世帯に対して「1世帯当たり3万円+子ども1人当たり3万円加算」の横出し

に支給額・支給対象を拡大し、次のとおり市独自の支援策を実施します。

1 物価高騰対応重点支援給付金事業（住民税非課税世帯・子ども加算金）

【予算額】 **約3億3,305万円**（事務費含む）

この支援策は、次の世帯を対象に4万円の給付金を支給します。

対象となる世帯には、案内文書を送付したうえで、広報紙や市ホームページ等でお知らせします。

また、対象世帯にいる子ども（平成18年4月2日以降生まれ）1人あたり3万円を加算して支給します。

- ・対象 令和6年度住民税非課税世帯 約7,500世帯（うち対象児童 約750人）
- ・支給額 $7,500\text{世帯} \times 4\text{万円} \text{（国：3万円+市：1万円の上乗せ）} = 3\text{億円}$
 $750\text{人} \times 3\text{万円} \text{（国：2万円+市：1万円の上乗せ）} = 2,250\text{万円}$
- ・時期 令和7年3月上旬から開始（※原則、手続き不要で給付金を支給。）

※令和5・6年度に実施した「非課税世帯・均等割のみ課税世帯への給付金」を受給した世帯については、過去の給付金で既に受給済みの口座へ振り込むよう手続きを簡素化。

2 物価高騰対応重点支援給付金事業（住民税均等割のみ課税世帯・子ども加算金）

【予算額】 **約7,005万円**（事務費含む）

この支援策は、次の世帯を対象に3万円の給付金を支給します。

対象となる世帯には、案内文書を送付したうえで、広報紙や市ホームページ等でお知らせします。

また、対象世帯にいる子ども（平成18年4月2日以降生まれ）1人あたり3万円を加算して支給します。

- ・対象 令和6年度住民税均等割のみ課税世帯 約2,000世帯（うち対象児童 約300人）
- ・支給額 $2,000\text{世帯} \times 3\text{万円} \text{（市：3万円の横出し）} = 6,000\text{万円}$
 $300\text{人} \times 3\text{万円} \text{（市：3万円の横出し）} = 900\text{万円}$
- ・時期 令和7年3月上旬から開始（※原則、手続き不要で給付金を支給。）

※令和5・6年度に実施した「非課税世帯・均等割のみ課税世帯への給付金」を受給した世帯については、過去の給付金で既に受給済みの口座へ振り込むよう手続きを簡素化。

関市物価高騰対策支援事業

光熱費・食料品などの物価高騰により、障がい福祉事業所、介護事業所、私立保育園、幼稚園、医療機関（病院、診療所）の事業所経営に大きな影響が生じています。関市では、令和4・5年度に引き続き、本年度も補正予算で支援金を交付し安定的な運営を支援します。

障がい福祉事業所、介護事業所、私立保育園・幼稚園、医療機関への光熱費・食料品等の物価高騰対策支援事業

【補正予算額】 5,471万円

(1) 対象・支給額

◎障がい福祉事業所 **計121事業所 1,153万円** 【福祉政策課】

- ・入所系：1事業所あたり 68,250円から1,616,250円（定員により段階有）
- ・通所系：1事業所あたり 44,950円から116,950円（条件により段階有）
- ・訪問系：1事業所あたり 13,950円

◎介護事業所 **計146事業所 2,311万円** 【高齢福祉課】

- ・入所系：1事業所あたり 89,850円から993,750円（定員により段階有）
- ・通所系：1事業所あたり 44,950円から134,950円（条件により段階有）
- ・訪問系：1事業所あたり 13,950円

◎私立保育園・認定こども園・幼稚園 **計17園 583万円** 【子ども家庭課】

- ・園児1人あたり3,000円×在園児数（令和6年12月1日現在）

◎医療機関 **計79事業所 1,424万円** 【市民健康課】

- ・有床の医療機関：1医療機関あたり10,000円×病床数
- ・無床の医療機関：1医療機関あたり100,000円

(2) 時期 令和7年1月中旬頃から申請開始（予定）

◀ 照会先 ▶ 障がい福祉事業所について・・・福祉政策課 (TEL:0575-23-9032)
介護事業所について・・・高齢福祉課 (TEL:0575-23-7730)
保育園・幼稚園について・・・子ども家庭課 (TEL:0575-23-8965)
医療機関等について・・・市民健康課 (TEL:0575-24-0111)